

たばこ対策としてのたばこ税の税率の引上げ（たばこ税・地方たばこ税）

内容

たばこ1本あたり3.5円の税率引上げ（価格上昇は5円程度）
主要なたばこの価格は1箱400円（現在1箱300円）

平成22年度税制改正大綱(抄)

『たばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かつて、税率を引き上げていく必要があります。その判断にあたっては、たばこの消費や税金、葉たばこ農家、小売店、製造業者等に及ぼす影響を見極めつつ行っていくこととします。その過程で、たばこ法制について、現行のたばこ事業法を改廃し、たばこ事業のあり方について、上記のたばこ関係者の生活や事業の将来像を見据えて、新たな枠組みの構築を目指すこととします。

上記の方針に沿って、平成22年度において、1本あたり3.5円の税率引上げ（価格上昇は5円程度）を行います。』

たばこ事業法の概要

1. たばこ事業法の目的（第1条）

- ・ 製造たばこに係る租税が財政収入において占める地位等に鑑み、
- ・ 国内産の原料用葉たばこの生産・買入れ、製造たばこの製造・販売の事業等に関し所要の調整を行うことにより、わが国たばこ産業の健全な発展を図り、
- ・ もって財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資する

2. 基本的な制度

(1) たばこの製造関係

- ① J Tの国産葉たばこの全量買入義務（第3条）
- ② J Tの国産製造たばこの製造独占（第8条）

【関連】 J T株式の政府保有義務（日本たばこ産業株式会社法（J T法）第2条）

(2) たばこの流通関係

- ① 小売販売業の許可制（第22条）
- ② 小売定価の認可制（第33条、第36条）
- ③ 登録制（輸入販売業（第11条）、卸売販売業（第20条））

(3) 喫煙と健康の関係

- ① 注意表示義務（第39条）
- ② 広告規制（第40条）

たばこ対策としてのたばこ税の税率の引上げ（たばこ税・地方たばこ税）

内容

たばこ1本あたり3.5円の税率引上げ（価格上昇は5円程度）
主要なたばこの価格は1箱400円（現在1箱300円）

平成22年度税制改正大綱(抄)

『たばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要があります。その判断にあたっては、たばこの消費や税金、葉たばこ農家、小売店、製造業者等に及ぼす影響を見極めつつ行っていくこととします。その過程で、たばこ法制について、**現行のたばこ事業法を改廃し**、たばこ事業のあり方について、上記のたばこ関係者の生活や事業の将来像を見据えて、**新たな枠組みの構築を目指すこととします**。

上記の方針に沿って、平成22年度において、1本あたり3.5円の税率引上げ（価格上昇は5円程度）を行います。』

A close-up photograph of a woman's face. Her skin appears slightly red and irritated, particularly around the nose and cheeks. She has a neutral, somewhat somber expression.

タバコをやめませんか、
シワがふえるので。

タバコを吸うと皮膚は血行障害を起こします。
肌は荒れ、やがてシワがふえていきます。
これは科学的に実証されていることです。
別名スモーカース・フェイスともよばれる顔。
あなたは、そうなりたいでしょうか。

厚生労働省

A photograph of a woman with long, dark, wavy hair. She is holding a large, inflated white balloon with both hands. The balloon is the central focus of the image.

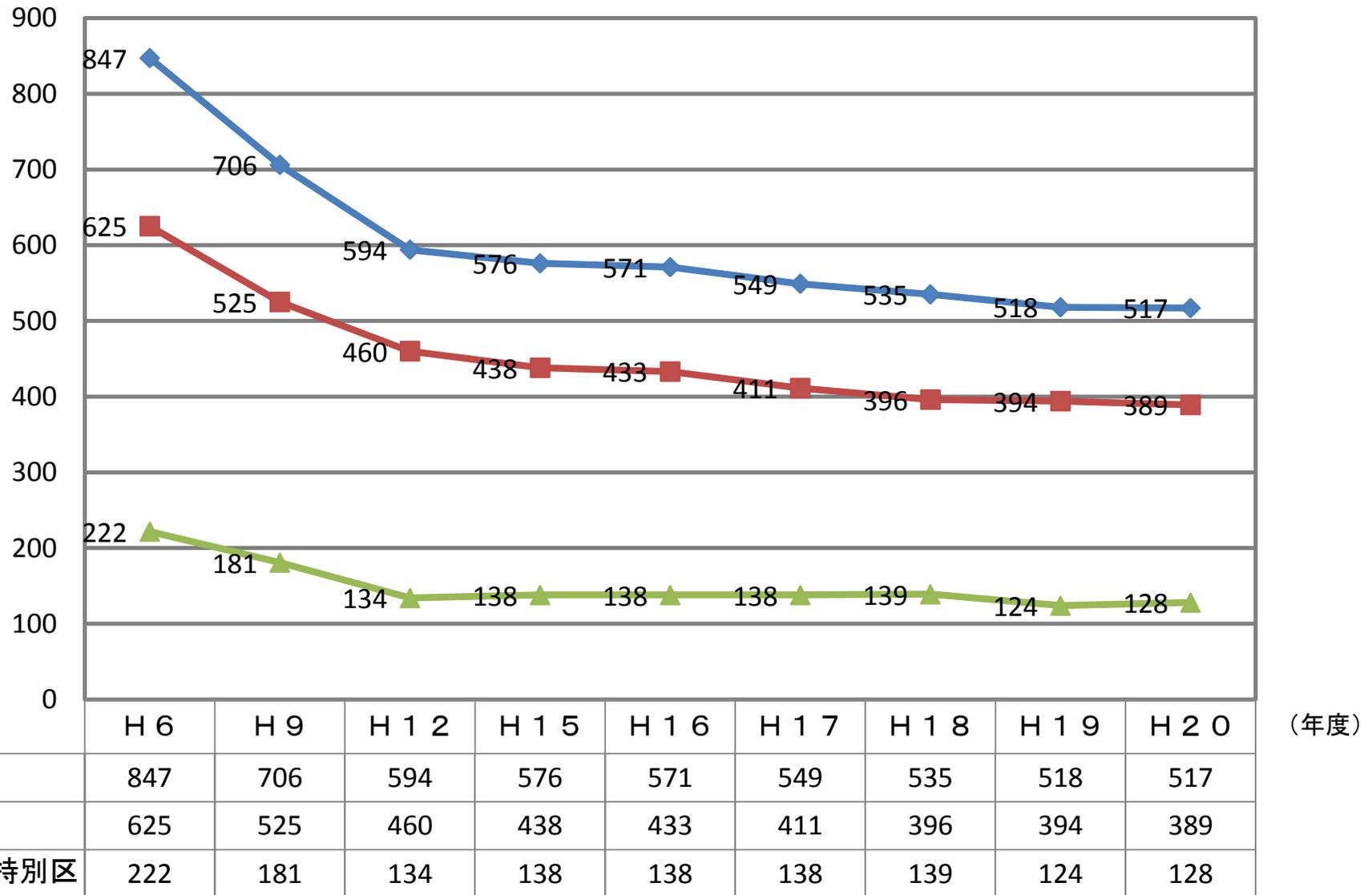
タバコをやめませんか、
こどもを産むなら。

早産・流産と喫煙は無関係ではありません。
タバコを吸う女性は、吸わない女性と比べて、
流産の危険性が50%高まるという報告もあります。
あなたの健康のため、そして生まれてくる
いのちのために、禁煙を考えてみませんか。

厚生労働省

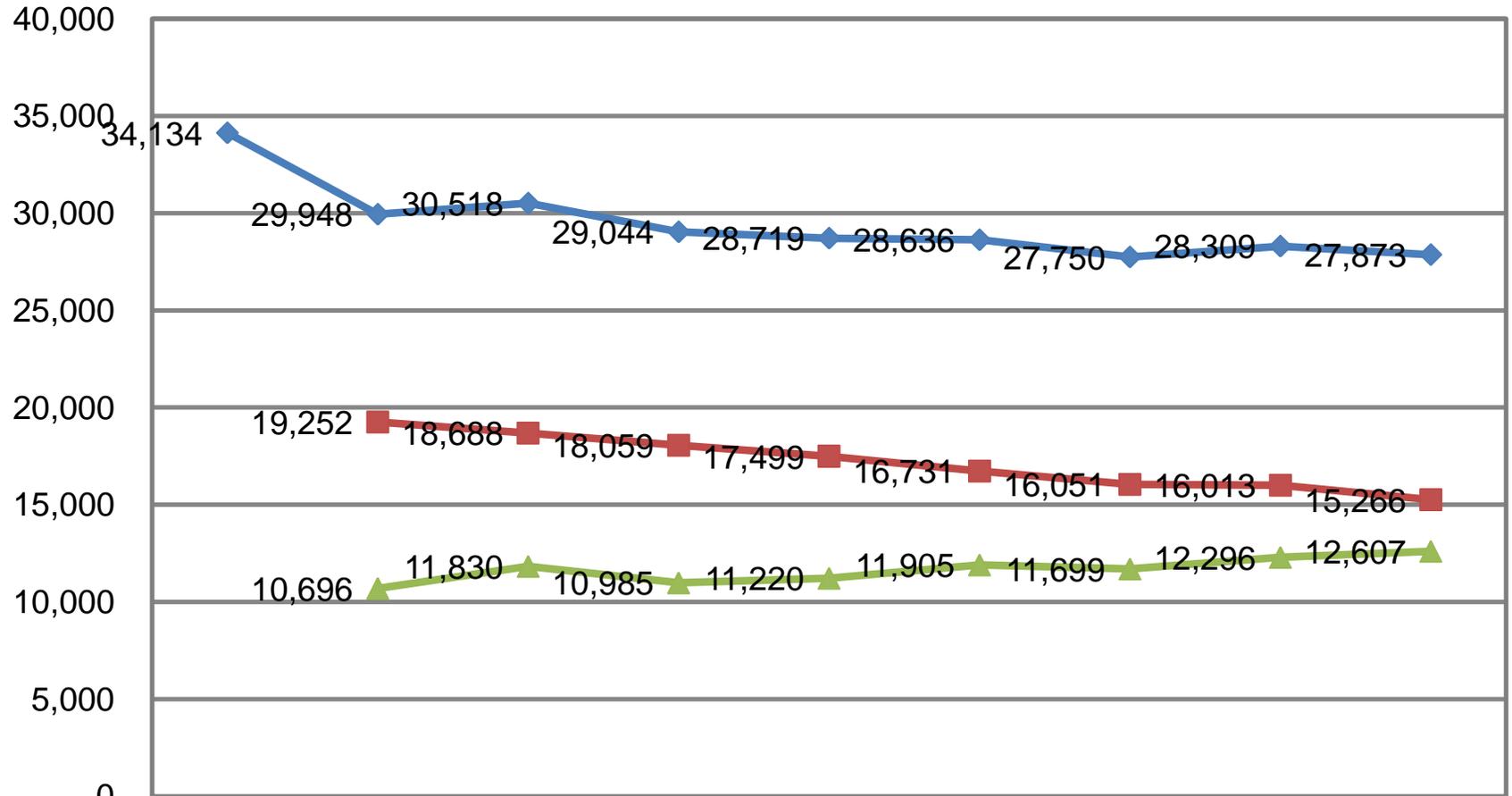
保健所数の推移

(か所)



保健所職員数の経年変化

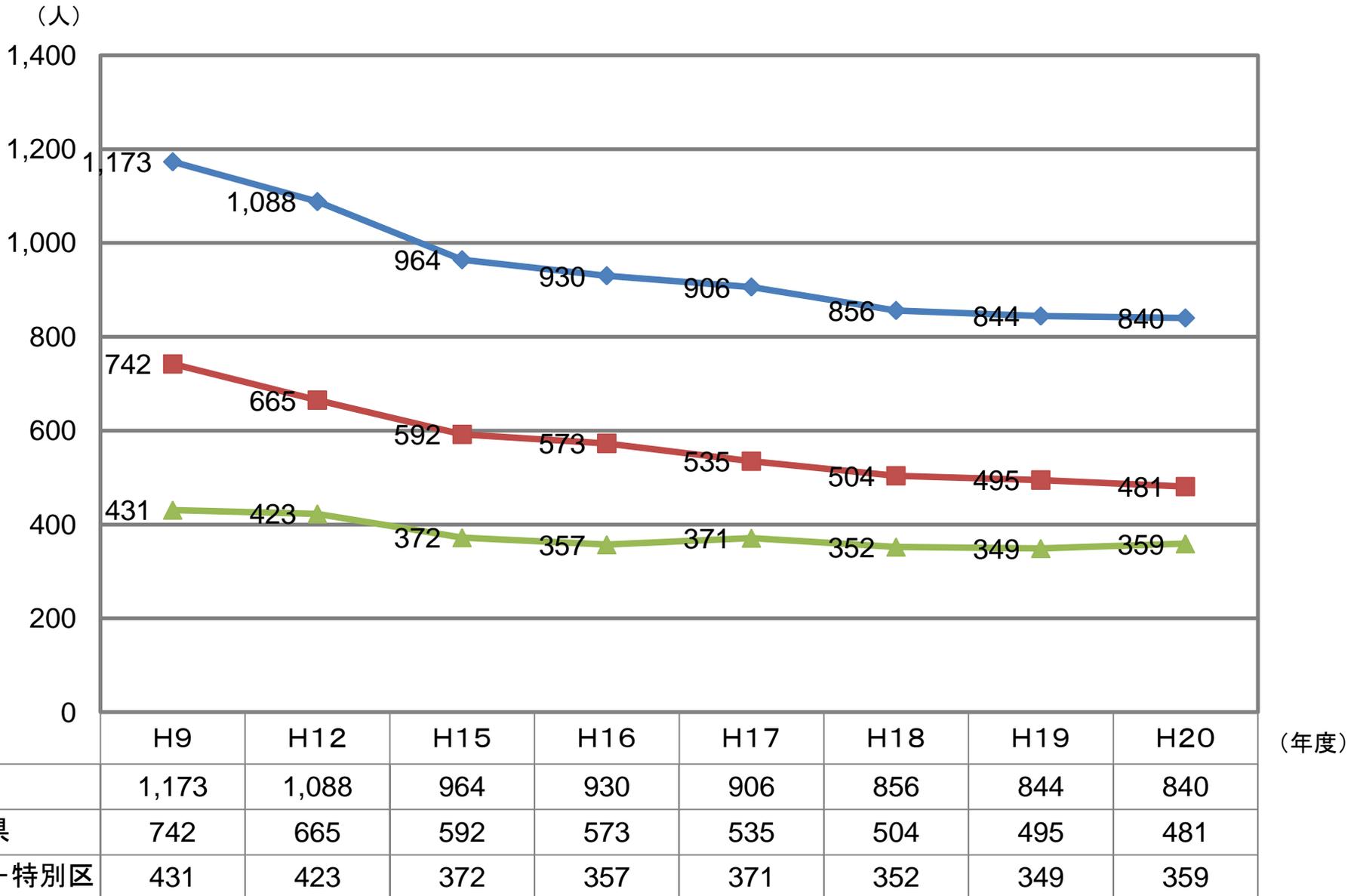
(人)



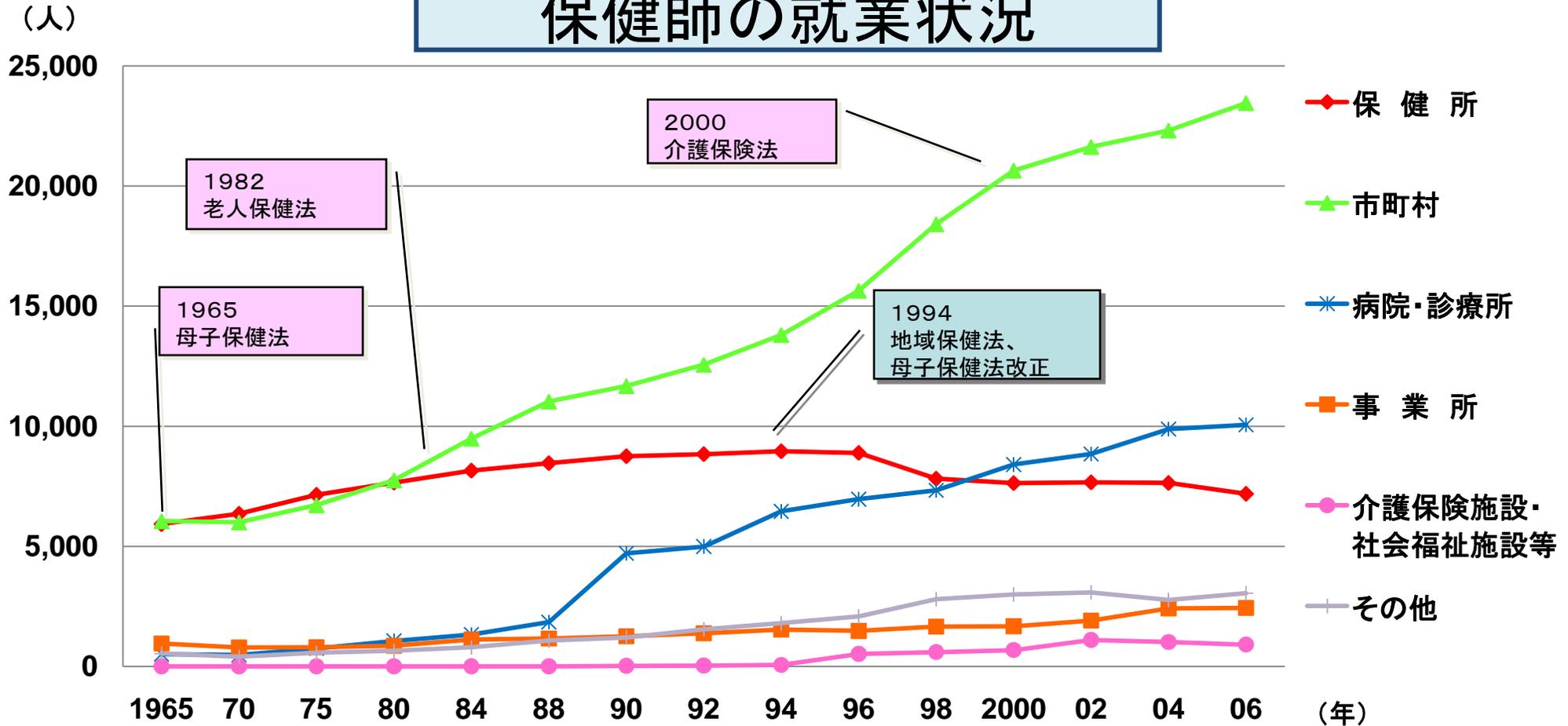
(年度)

◆ 総数	34,134	29,948	30,518	29,044	28,719	28,636	27,750	28,309	27,873
■ 都道府県		19,252	18,688	18,059	17,499	16,731	16,051	16,013	15,266
▲ 政令市・特別区		10,696	11,830	10,985	11,220	11,905	11,699	12,296	12,607

保健所職員（医師）数の経年変化



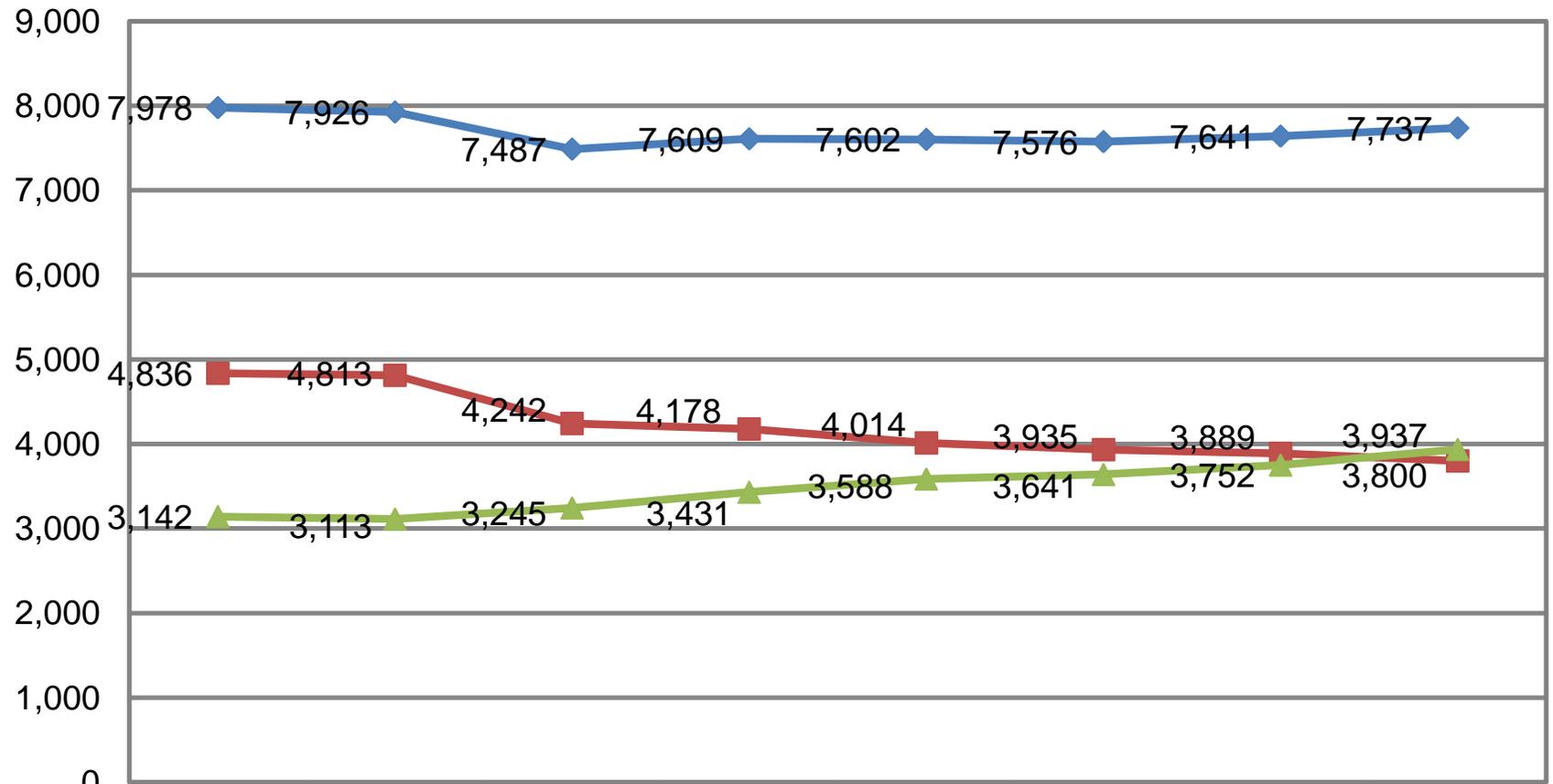
保健師の就業状況



	1965	1970	1975	1980	1984	1988	1990	1994	1998	2002	2006
保健所	5,926	6,356	7,144	7,649	8,150	8,460	8,749	8,955	7,814	7,662	7,185
市町村	6,050	5,999	6,719	7,750	9,486	11,033	11,673	13,802	18,410	21,631	23,455
病院・診療所	502	474	748	1,057	1,320	1,842	4,706	6,455	7,331	8,847	10,058
事業所	952	783	794	852	1,112	1,154	1,254	1,532	1,659	1,909	2,437
介護保険施設・社会福祉施設等	0	0	0	0	0	0	24	58	596	1,101	908
その他	529	397	560	649	790	1,070	1,201	1,795	2,797	3,076	3,045
総計	13,959	14,009	15,965	17,957	20,858	23,559	27,607	32,597	38,607	44,226	47,088

保健所職員（保健師）数の経年変化

(人)



	H9	H12	H15	H16	H17	H18	H19	H20
◆ 総数	7,978	7,926	7,487	7,609	7,602	7,576	7,641	7,737
■ 都道府県	4,836	4,813	4,242	4,178	4,014	3,935	3,889	3,800
▲ 政令市+特別区	3,142	3,113	3,245	3,431	3,588	3,641	3,752	3,937

(年度)